

Title	「文化観光」と文化施設マネジメントの近未来
Sub Title	"Cultural tourism" and its influence on the management of cultural facilities in the near future
Author	美山, 良夫(Miyama, Yoshio)
Publisher	慶應義塾大学アート・センター
Publication year	2010
Jtitle	Booklet Vol.18, (2010.) ,p.23- 34
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	Cultural Tourism 1 : 一部図版削除
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11893297-00000018-0023

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「文化観光」と文化施設マネジメント の近未来

美山 良夫

世界の著名な博物館、劇場は、国内外から多数の観光客を迎え、賑わいを見せている。地域にある文化施設にも観光業との連携や観光客集客を図る事例が少なからず見られる。文化施設運営において、施設が法制上は社会教育施設と位置づけられていようと、観光や観光行動にどのようなスタンスで臨むかは、重要な課題になっている。

しかし、観光や観光行動の起点にたちかえり、また文化との関係構築の変化をふまえたうえで、文化施設の今日的あり方を、その近未来を検討する機会は乏しかった。この小論は、文化施設マネジメントのなかで観光との関係構築を今後検討するための枠組みを提示しようとするものである。

1 観光への関心とその拡がり

観光という言葉は『易経』に由来する漢語であるが、日本では tourism の訳語として明治以降用いられるようになった。また tourism という言い方が欧米で一般化するのには 19 世紀後半になってからであるという^{★1}。いずれにしても比較的新しい言葉である。ところが、観光の概念は 1990 年代に入るや急速に拡張し、エコ・ツーリズム、メディカル・ツーリズムといった具合に、あらたな観光のかたちが提起されたり、従来からあった観光行動に新しい名称が与えられたりした。人の移動を前提にしていた観光体験に対して、cyber-tourism を含む擬似的な体験を提供する仕組みも拡大しつつある。ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）が Google 社と、ユネスコが指定した世界遺産を Google Maps のストリート・ビューで公開することに合意したとの発表（2009 年 12 月 3 日）は^{★2}、インターネットを介した cyber-tourism を拡大させるとともに、観光行動の外延をさらに広げるであろう。

1990 年代以降、大学等による観光研究が盛んになり、最近の研究論文集には人類学的、社会学的、政治学的な論考と共に、ジェンダー論、カルチュラル・スタディーズ、ポピュラー文化論などからのアプローチが並ん

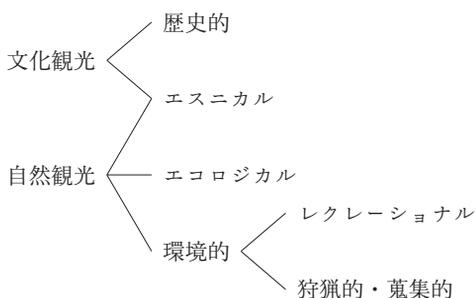
でいる。また、遺産保存、建築と都市計画、交通、テーマ・パーク、ポストコロニアリズム等々のトピックスについての議論も繰り返されている★³。

この動向が、あらたな成長分野としての観光産業への注目、各国政府による担当官庁の設置や観光政策の拡充と呼応しているのは、リーズ・メトロポリタン大学等英国の大学における専門課程の構成等を参照しても明白であろう。それとともに、アーリの『観光のまなざし』以後の、観光そのものの構造がもつ多層的な問題域への関心拡大とその今日性が指摘されている★⁴。

多様な観光概念、観光行動、観光政策、観光産業論が語られるなかで、文化観光をとりあげ、その意義や本質に関する検討は、少なくともわが国においては乏しかった。観光行動の多くが、何らかの文化的な契機を含むため、その特性や輪郭を確定するのが困難であったためもある★⁵。

観光学における文化観光の定義は、たとえば『観光学辞典』では「ルネッサンス期のヨーロッパで、巡礼にかかわって歴史的・地理的・科学的真理を追究するために生まれた観光行動。歴史的遺跡や博物館を訪れる歴史観光、異文化を鑑賞するエスニック・ツーリズム、都市化以前の日常生活を鑑賞する民俗ツーリズム、モデル・カルチャーを鑑賞するテーマ・パーク観光などを含む」と記され、境界は曖昧であり、他の観光と異なる独自の意義などへの言及はない★⁶。

この説明自体も、アメリカの文化人類学者ネルソン・H・H・グレーバーンによる観光旅行の類型化に依拠している。グレーバーンによれば、ヨーロッパにおける観光旅行の原型は中世における巡礼にあり、その後近世に歴史的・地理的な真理を探究する文化観光が生まれた。そのうち、貴族らが各地の歴史的な遺跡を訪問したり、教会堂を訪れたりする歴史観光が盛んになった。一方、ロマン主義時代には、自然や田園への関心から自然観光を生み、環境観光として景勝地や海辺へのレクリエーション的な、また狩猟や蒐集的な行動をとる形がとられた。また自然観光には、エコロジーへの関心を含み、文化観光と繋がる領域としてエスニックなものへのツーリズムがあげられている★⁷。



グレーバーンは、文化観光は自然観光の対概念ととらえている。同時に、文化遺産の保全、ならびにユネスコの諮問機関として世界遺産の審査やモニタリングもおこなっている非政府組織イコモス（ICOMOS = 国際記念物遺跡会議）とその〈国際文化観光憲章〉（1999年）の基礎になっている★⁸。

2 あらたな文化観光の探究

それでは文化観光はどのように理解されてきたのであろうか。

1965年に設立されたイコモスは、1970年代から文化観光についてさまざまな形で見解を発表してきた。観光者の数と要求の増大が、保存活動に対する政治的、財政的な支援の拡大を招来した一方、過剰で不適切な使用、文化的な価値を顧慮しない商品化などが、本来の価値を失わせる危険があると指摘してきた。ユネスコは、文化観光に関連した多数のプログラムを実施、観光と文化的多様性、観光と文化間の対話、観光と開発の関連についての認識を深める必要性を繰り返し指摘している★⁹。

やはりユネスコの関連組織である国際博物館協会（ICOM）は、国際会議「ミュージアム、遺産と文化観光」（2000年5月）とその報告書刊行★¹⁰、〈持続可能な文化観光〉宣言発表（2007年12月）など、文化観光とミュージアムの関わりについて積極的な活動を展開している★¹¹。また、1970年に設立された世界観光機関（WTO）、は、2003年からは〈国連〉世界観光機関（UNWTO）として国連の専門機関のひとつになり、翌年シェムリアップ（カンボジア）において文化観光に関するセミナーを開催、報告書を出している★¹²。

これらの国際組織は、文化観光についてその範囲を規定したり、明確な定義を公表しているわけではない。しかし、文化観光の意味や意義をどのように理解するかに関しては、明確な変化が看取できる。その点についてはこの小論の後半で言及することになる。ここではまず、この語が現在どのように理解されているかを確認しておきたい。

バレーン・L・スミス編の『ホスト&ゲスト——観光活動の人類学的考察』（邦訳題名『観光・リゾート開発の人類学——ホスト&ゲスト論でみる地域文化の対応』）は、1974年にアメリカ人類学会が開催したシンポジウムをもとに纏められ、1977年に初刊が刊行された★¹³。編者のスミスは初版から12年後に出版した第2版の序文で「（初版は）アメリカにおいて観光に関する研究部門を確立し理論的展望の基礎を築くとともに、12の事例研究によって、観光が引き起こすインパクトを実証的に示した先駆的著作であった」と述べている。初版における議論は、観光開発にともなう負のインパクト、たとえば文化の商品化、固有の文化的伝統の崩壊などを指摘する事例研究が多く見られた。観光による固有文化の変容は、近代への同化であり、土着文化の西洋化であり、それが固有の文化を失わせかねないという警戒が根底にあった。

しかし、その一方で出版の翌年には10年以内に第2版を出版する計画

がもちあがったという。それは、ほぼ同時期に刊行された他のいくつかの論文などから、観光そのものの性質と、それが社会構造に及ぼす影響についてかなり解明が進んできたためという。そのひとつが、やはり大きな影響力をもったマッカネルの『観光客——レジャー階級の新理論』（1976）であり、そこでは観光需要がもたらす商品化により真正性（authenticity）が危機に瀕する点が強調されていた★¹⁴。

近代や西洋への同化（assimilation）を前提とした立論は、本来の文化変容（acculturation）論とは言い難いものの、国際機関の文化観光理解と通底する部分もあった。たとえばユネスコは、これらの著述があらわれたのと同じ時期に、従来の文化遺産保存と一般公開を結びつけ、その具体的な方法を観光における活用とし、人間の文化行動と経済活動を結びつけて文化観光と呼称していた方針を変更している。1976年、ユネスコは総会において「遺産の存在する地域社会の住民が、文化遺産の保存と公開に関心を持ち、それに参加することを促進する事業を実施すべき」とし、観光開発と文化遺産保存を両立させようとする方向から転換した★¹⁵。同年に公表されたICOMOSの『文化観光憲章1976』においては、観光客は遺産保存おおよび遺産管理者にとって脅威であり、両者の間の衝突をいかに回避するかに重点があった★¹⁶。

観光開発と文化遺産保存の衝突あるいは二者択一的な考え方を克服し、新しい理路づくりは、観光研究においても国際機関においても、次の重要な課題となった。バレーン・L・スミスは『ホスト&ゲスト——観光活動の人類学的考察』第2版（1989）によせた序文のなかで次のように指摘している。「初版では、著者のほとんどが共通の主要な問題、すなわち文化変容に観光活動が果たした役割を、近代化が果たした役割とどう区別するか、という難題にぶつかった。その道標となるものは、当時なにもなかつ

観光開発で巨大ホテルが林立したマカオ。マカオ博物館屋上テラスから

聖ポール天主堂。マカオでは世界遺産の修復など文化施設整備も進展中。

た。今回の第2版が果たしたもっとも重要な貢献は、個々の事例研究から、時間を隔てて地域に起こってきた変化を実証することができたこと、及び今回の研究が、近代化と比較するところの文化の変容過程における観光活動の相対的比重を評価する機会となったことである」とし、観光活動がほとんどの社会において、文化を変容させる主要な要員とはなっていないことが判明したと述べている★17。

ユネスコも観光開発そのものをもつ文化的な側面に言及し、またそれとともに従来文化遺産保存がモニュメンタルな建造物等に偏重し、文化が包摂すべき価値観の多様さを反映していないのではないかという反省をおこなった。その具体的な表れが「文化的景観」概念の導入である。これは、「もの」として見える有形の遺産ばかりでなく、景観を構成する諸要素を、有形、無形、動産、不動産を通じた人間の営みの総合的なシステムとして再構成し、そのシステム自体に価値をおく考えである。詳述はさけるが、この「文化的景観」概念の導入によって、文化観光の位置づけや理解が大きく進展した。その重要な成果が、イコモスによる文化観光の定義であり、〈国際文化観光憲章 (International Cultural Tourism Charter) 1999〉の制定である。

新しい憲章の検討は、ICOMOSの第11回総会（ソフィア、1996）に向け、議長の高橋・B・スガヤが書簡を送り、次回総会（メキシコ、1999）を目標に20年前に制定された憲章の見直しを提案して始まった。部会における討議を経て改定をかさねた第8次草案は、メキシコにおける総会に諮られ、さらに一部の修正を経て承認された。

成案に至る段階で、文化観光の今日的な意義についての確認がおこなわれた★18。定義の前提として、新たな憲章では文化観光を狭義でとらえるのを避けるのが基本とされた。しばしばミュージアム、歴史遺産や伝統的パフォーマンスを鑑賞することのみに限られて理解されがちな文化観光だが、このような狭い定義では、ビジターとホスト・コミュニティの多様な相互関係に対する認識が欠如しているとされた。ある場所を訪れるという形態の観光は、いかなる場所であれ、その場所に対するビジターの文化的経験を含み、この文化的経験とは、歴史遺産や伝統的パフォーマンスと同

様に、現在の生活習慣、食事、地誌、環境、都市や農村も含めて考えられるべきであるとした。

このような前提をふまえた ICOMOS による文化観光の定義は、以下の通りであるという★¹⁹。

「次のような対象を、資源あるいは目的地とする観光形態を指す：すなわち、歴史的市街地、町並みや集落、宗教的な場所、文化的景観、産業遺産地域、貴重な自然環境を有する場所、博物館や美術ギャラリー、また先住民が管理の意思、権利または責任を持ち続けており、彼らにとって重要な意味を持つ古来の場所も含む。」

ICOMOS が制定した〈国際文化観光憲章 1999〉においては、それぞれに細則をもった以下の 6 つの原則が掲げられている。

- 1 国内および国際観光は文化交流のための主要手段であるがゆえに、保存はホスト・コミュニティの成員と訪問者にとってコミュニティの遺産と文化について直接体験し理解するための責任とすぐれた機会を提供すべきである。
- 2 遺産の場所と観光との関係性は、ダイナミックで相反する価値を含む場合もあり、現在及び次の世代のために持続可能な方法で管理されるべきである。
- 3 遺産にたいして保存と観光プログラムとは、訪問者の体験が、価値があり、満足がゆき、楽しいものになるように保証しなくてはならない。
- 4 ホスト・コミュニティと先住民族は、保存と観光に関与すべきである。
- 5 観光と保存活動はホスト・コミュニティに益がなくてはならない。
- 6 観光振興プログラムは、自然および文化的遺産の特性を保護し強化するものでなくてはならない。

より具体的な提言を含む細則を付帯したこれらの原則は、従来の文化遺産理解にあった利益相反を解消し、観光人類学の成果を吸収し、観光開発が文化保存とどのように協働するかの倫理や評価にもつながる視点を示している。ICOMOS はユネスコの世界遺産プログラムを担当する機関ゆえに遺産を軸にした憲章であるが、この制定は文化観光を今日あらためて検討する起点となった。この小論においても一般的な用語法と区別するため、これ以後文化観光をこの憲章をふまえた意味で使用する場合、括弧つきで「文化観光」と称することにしたい。

3 「文化観光」をめぐる国際機関の対応と特徴

文化観光の理解のために、その輪郭を描こうとする試みはここまで主に検討してきた国際機関のほかにも、多々存在した★²⁰。しかし、ICOMOSの〈国際文化観光憲章 1999〉と同時期に、一部はこの憲章の影響のもとに、さまざまな機関が「文化観光」にかかわる声明や綱領を発表した。主要な事例としては、1999年の持続可能な発展に関する国連決議をうけて同年UNWTOが開始した〈観光の持続的発展——グローバルな倫理綱領〉の策定と公表がある★²¹。ICOMは、ペルーとボリビアにおいて2000年5月に「ミュージアム、遺産と文化観光」と題した国際会議を開催した。また同時に〈ミュージアムと文化観光のための原則の憲章〉を提案した。同機関は、2007年に〈持続可能な文化観光〉声明も発表している★²²。ほかにヨーロッパ、アジア・太平洋など地域単位の声明等も相次いだ。

これらの発表の内容は多岐にわたるが、大きな特徴、共通点を指摘しておこう。まず、遺産やミュージアムと観光とが利益相反する関係ではなく、協働して文化的なアセットへの理解を深め、利益がホスト・コミュニティに還元されるような仕組みをつくること、ホスト側もプログラムに参画し、ともに持続可能な発展を構築することを柱とし、そのために従来観光の対象となっていた記念碑的な建築物や遺跡のみではなく、場所、人工物、文献、ホスト・コミュニティの生活、伝統的に継承されてきた無形遺産等も含め、観光との互惠関係を築く必要があるとしている。

ミュージアムに関してICOMは、〈ミュージアムと文化観光のための原則の憲章〉(2000)において、「文化観光」の視点から重要な提案をおこなった。なかでも原則3では、「文化観光の視点から、遺産マネジメントおよび観光者のための施設運営の両面において、ミュージアムは計画段階からローカル・コミュニティの積極的な参画を推進すべきである」とコミュニティとの関係が明記されている。同項の細則には、文化遺産のマネジメントをコミュニティがおこなうための教育訓練をミュージアムは担うべきであるとしてもいる★²³。UNWTOによる上記の〈倫理綱領〉は、「文化観光」に限定した原則ではないが、同様に文化遺産への貢献、ホスト・コミュニティにたいする利益、観光開発における責務などを明記している(第4項から第6項)。

声明や憲章は、多くがウェブ上で閲覧可能であるため、詳細はそれぞれを参照願いたい。これらの声明等において、課題解決のための方策が検討され、提起されている。そこに共通するのは、コミュニケーション、ホスト(あるいはローカル)・コミュニティ、インタープリテーション、教育が解決のためのキイ・ワードとなっている点である。

4 「文化観光」と文化施設マネジメントの課題

観光の影響や「文化観光」への対応は、ミュージアムなどの文化施設に

とってすでに重要な課題であるという認識が共有されてきている。観光は、冒頭に記したように語源は光を観る、示すという意味であった。しかし、今日では産業の一形態であり、その経済規模は国によりばらつきはあるものの、各種統計が示しているように国際的には拡大している。文化観光もまた観光という経済活動に、cultural という形容詞がついた語である。しかし本論で繰り返し指摘し、引用した国際機関の多くは、観光産業振興のための組織ではない。「文化観光」と文化施設の対応の考察の前に、ICOMOSなどが立脚する文化遺産マネジメントと産業としての観光との相違を再確認しておこう★²⁴。

	文化遺産マネジメント	観 光
構造	公共セクター主導 非営利	民間セクター主導 営利
目標	広義の社会的文化的目標	商業的目標
主要ステークホルダー	コミュニティ・グループ 地域住民 ほか 文化専門組織	ビジネス・グループ 非地域住民 観光産業、観光業者
経済的態度	存在価値 価値保存	使用価値 アピールによる消費誘導
雇用の背景	社会、芸術	ビジネス、マーケティング
アセット利用	各種遺産の提示を通じた コミュニティの価値	目的地のブランド化を通じた プロダクツの価値
国際組織	ICOM、ICOMOS等	UNWTO等

文化遺産あるいは文化資源といったアセットから「文化観光」というプロダクツへの形成、それも両者にとって利益のある協働のありかたや事例については、現在相当数の報告がなされつつある。この形成の文脈に、ミュージアム、劇場を定位させ、文化施設をこの文脈から再定義する試みも始まっている。文化施設マネジメントの近未来を検討するため、ここでは文化観光者、すなわち「文化観光」をする観光者について★²⁵、その輪郭を素描しておこう。

文化観光者の観光行動は、より深い学習、異文化の体験、自己啓発が契機になっているとする点で、研究者の見解は一致している。またこれとは別に、文化観光者の行動は連続性や継続性に特徴があり、一般の観光客にとっては異文化体験などが旅行のなかでは偶発的であり一過的であるのと区別されると指摘されてもいる★²⁶。

さらに文化観光者は、目的地への到着に先立ってアセットに関する期待や訪問中にとりたい行動を形象化しようとし、そのために情報の信憑性に関心をもつ。したがって理想的にはアセットの管理運営者から直接必要な情報を望ましい方法で得ようと欲する。したがって情報のゲートキーパーの重要性が高い。

「文化観光」という概念があらたに定義される前から、観光行動のなかに文化施設における体験等の行動を含める観光客は少なくない。WTOは、旅行中に文化的なアトラクション（文化遺産見学含む）、ミュージアム、何らかの上演に場合によっては参加する観光客の数は37パーセントであると発表した^{★27}。ミュージアムや劇場などの文化施設訪問は、「文化観光」を新たに考察するまでもなく観光客一般にとって、旅行の大きな目的だが、「文化観光」の視点から、また文化観光者の観光行動の特質から、文化施設に求められる使命や位置を再検討する必要が生じている。

前述のようにICOMは「持続可能な文化観光」という文脈からミュージアムの活動の構築を目指して活動している。文化施設ではあっても世界的な組織をもたない劇場、上演芸術関係については、各国を代表する劇場は観衆に観光客、地域外居住者を多くもちながらも、ICOMやICOMOSに見られるような声明や憲章の発表はきわめて乏しい現状にある。

ICOMは1993年に、世界のミュージアム職員の教育のために『博物館の基本』を刊行し、同書は各国語に翻訳されて使用された^{★28}。同書では、博物館の理念、コレクション、建築、管理等について詳述されているが、観光については章や項目が設けられていない。ちなみに日本博物館協会は、2009年5月の国際博物館の日を「博物館と観光」をテーマとしたが、議論を深める催しは今後に残された。

しかし、「文化観光」概念の急速な展開と、文化観光者やその行動、観光研究の進展は、文化施設の存在様態、その近未来にも大きな影響をもつようになっている。文化施設は、有形であれ無形であれ文化的なアセットを展示、公開、提示する機関であり、そのミッションは変わらない。ミュージアムなど文化施設は、観光業、観光客との関係構築を軸に対応を考えた。今後は観光客がもつめる使用価値への対応だけでなく、それ以上にアセットの存在価値を観光者の学習、異文化体験、自己啓発の意欲に継続的な対応をする必要がある。

国際機関のワーキング・グループが「文化観光」に関して示したコミュニケーション、ホスト（あるいはローカル）・コミュニティ、インタープリテーション、教育がキーワードとなるという見解は、文化施設と「文化観光」を考えるうえで有効であろう。ミュージアム・コミュニケーション、コミュニティの参加、作品解説などインタープリテーションとその機能のあり方の見直し、教育プログラムの理念更新とプログラムの拡張は、先進的な文化施設ですでに優れた取り組みが試みられている。ここで詳述する余裕はないが、国内においても「文化観光」という理念から出発したのではないものの、すでに個別に様々な意欲的实践が見られる。

従来文化施設の事業のなかで、必ずしも中心におかれてはいなかった部分で、「文化観光」の文脈においてはむしろ重要であり、文化観光者が欲する連続性・継続性、文化観光行動を形象するための情報に正鵠に対応することが、施設の近未来にとって不可欠となる。小論では、ミュージアム

や劇場の近未来を第一義的に想定して考察してきた。だがそれは、他の文化芸術資源をもつ施設への適用可能性も有する。「文化観光」は文化施設に、その言葉の本来の意味で、「光を観る、光を示す」装置であるとともに、観光者に自己啓発を促し、彼（女）らの自己編集を支援する役割がもっているものである。

註

- ☆ 1 — この点に関しては北川宗忠氏の論考を参照されたい。本書 8 頁以下。
- ☆ 2 — http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=47015&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html
- ☆ 3 — ここでは詳述は避けるが、ヨーロッパの大学における関連学部、大学院、研究所、また観光学研究の学術雑誌の創刊が 1990 年代以降相次いでいる。Jamal, Tazin and Robinson, Mike; *The SAGE Handbook of Tourism Studies*. London, Los Angeles, etc., 2009.
- ☆ 4 — Urry, John; *The Tourist Gaze, Leisure and Travel in Contemporary Societies*. London, 1990. 邦訳 ジョン・アーリ『観光のまなざし——現代社会におけるレジャーと旅行』加太宏邦訳、法政大学出版会、1995 年。Jamal and Robinson; *op. cit.* も参照。
- ☆ 5 — 国土交通省は 2005 年に有識者からなる文化観光懇談会を発足させた。翌年に発表された中間的報告では、文化観光の輪郭には言及されていない。
<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/01/010803/01.pdf>
- ☆ 6 — 長谷政弘（編著）『観光学辞典』同文館、1997 年、11 頁
- ☆ 7 — Graburn, Nelson H.H.; *Tourism: The Sacred Journey*. In, Smith, Valene L. (ed.), *Hosts and Guests: The anthropology of tourism*. Philadelphia, 1977, 2/1989. pp. 31-32 邦訳 バレーン・L・スミス『観光・リゾート開発の人類学——ホスト&ゲスト論でみる地域文化の対応』三村浩史訳、勁草書房、1991 年
- ☆ 8 — イコモス（International Council on Monuments and Sites）の「国際文化観光憲章」は下記を参照。http://www.international.icomos.org/charters/tourism_e.htm
- ☆ 9 — ユネスコの文化観光に関連したプログラムは下記参照。http://portal.unesco.org/culture/en/ev.php-URL_ID=36700&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html
- ☆ 10 — ICOM; *Museums, Heritage and Cultural Tourism*, Paris, 2000.
- ☆ 11 — 国際博物館協会の文化観光に関連したプログラム、宣言等は下記参照。
http://icom.museum/cultural_tourism.html
- ☆ 12 — WTO; *Cultural Tourism and Poverty Alleviation: The Asia-Pacific Perspective*. Madrid, 2005.
- ☆ 13 — Smith, Valene L. (ed.); *Hosts and Guests: The Anthropology of Tourism*. Philadelphia, 1977.
- ☆ 14 — MacCannell, Dean; *The Tourist: a new Theory of the Leisure Class*, New York, 1976.
- ☆ 15 — 河野靖『文化遺産の保存と国際協力』風響社、1995 年、547 頁。
- ☆ 16 — 『文化観光憲章（Cultural Tourism Charter）1976』の「基本的立場」第 4 項など。この指摘は、河野靖：前掲書等によってすでになされている。
- ☆ 17 — バレーン・L・スミス、前掲書、vii 頁。
- ☆ 18 — 以下の定義は、山村高淑「開発途上国における地域開発問題としての文化か観光開発」（西山徳明編『文化遺産マネジメントとツーリズムの持続可能な関係構築に関する研究』、国立民族学博物館、2006 に収載）38 頁に負っている。またイコモスの憲章にかんする下記ウェブサイトも参照。

http://www.international.icomos.org/charters/tourism_e.htm

- ☆19 — この定義は山村高淑氏により紹介されている（山村高淑：前掲書 38-40 頁）。
- ☆20 — 一例をあげるなら、下記文献によれば多数の定義やその試みは、以下の4つのパターンに集約されるという。(1) 観光の一形態で、文化は観光する人を楽しませるか旅行の動機であるといった観光の形態から導き出された定義、(2) 旅行の様々なモチベーションにおいて見学研修や上演芸術鑑賞など文化が根幹となっている観光をさす定義で、UNWTO などの非政府組織に多く見られる例、(3) 教育的であると同時に娯乐的でもある経験あるいは願望に由来する定義、(4) 文化遺産や考古学的な場所を組み込む旅行のオペレーションから見る定義で、もっとも一般的である。むろんこれらのパターンは相互に重なり、区分ではない。McKercher, Bob. & Du Cros, Hilary; *Cultural Tourism*. N.Y., 2002. pp. 4-6.
- ☆21 — 全文は下記のウェブサイトにおいて閲覧可能。http://www.unwto.org/ethics/full_text/en/full_text.php?subop=2
- ☆22 — ICOM 会議報告は註☆10 参照、また 2007 年の声明の概要は下記のウェブサイトにおいて閲覧可能。http://icom.museum/declaration_tourism_eng.html
- ☆23 — 註☆10 pp. 245-247.
- ☆24 — McKercher, Bob. & Du Cros, op. cit., p. 14 によるが一部簡略化した。
- ☆25 — 観光産業では観光客というが、それと区別して観光者を使用する場合はある。ただその意味は一樣ではない。ここでは「文化観光」への参加者を広くさして用いることにする。
- ☆26 — McKercher, Bob. & Du Cros, op. cit., p. 8. なお本書の第9章においては文化観光者の興味深い類型化が試みられている。
- ☆27 — Richards, Greg (ed.); *Cultural Tourism in Europe*. Oxton, 1996. p. 3 ff.
- ☆28 — Ambrose, Timothy & Paine, Crispin; *Museum Basics*. N.Y., 1993. 邦訳は日本博物館協会『博物館の基本』1995年。

参考資料

国際観光機関〈観光のためのグローバル倫理綱領〉(1999) 抜粋

- 1 相互理解に関する観光の貢献
 - (1) 人類に共通な倫理的価値観（地域の多様性、哲学的、道徳的信念への寛容と敬意）を醸成することが責任ある観光の根本であり帰結である。観光開発関係者や旅行者は、社会や文化の伝統、少数民族や原住民を含めた全ての人々の習慣をよく理解し、その価値を認識すべき。
- 2 個々人の充足のための観光の役割
 - (1) 休暇、レクリエーション、娯楽、スポーツ、文化や自然とのふれあい等の活動に最も関連した観光は、個々人の充足にとって重要な手段である。
 - (4) 宗教、健康、教育、文化等を目的とする旅行は促進されるべし。
 - (5) 観光による国際交流の促進や社会的、経済的及び文化的効果を教育カリキュラムに盛り込むべき。
- 3 持続的発展と観光
- 4 人類の文化的遺産と観光
 - (1) 観光資源は人類共通の遺産であり、コミュニティはその保全に責任を有する。
 - (2) 観光政策策定にあたっては、文化的資源保全につとめなければならない。
 - (3) 文化的遺産に対して、財政的支援を講じていかなければならない。
 - (4) 伝統的文化活動、工芸、民芸等の保全につとめるべし。
- 5 ホスト国・コミュニティに便益をもたらす観光
- 6 観光開発における関係者の義務

(3) 観光関係者は、旅行者の文化的、精神的な旅の充足に貢献すべき。

(4) 公的機関は、旅行会社の倒産への対応等旅行者の保護をすべき。

7 観光に関する権利

8 旅行における移動の自由

9 観光関連産業における従事者及び経営者の権利

10 〈倫理綱領〉実施

* 以上はUNWTOのGLOBAL CODE OF ETHICS FOR TOURISM(1999)の各条項と各条項のうちから文化観光にかかわる細目を抜粋したものである。翻訳は基本的に機関による。なお〈倫理綱領〉という訳語は筆者による。

(みやま よしお・所長、慶應義塾大学文学部教授／音楽学・アートマネジメント)